

横浜市鶴見川漕艇場安全管理運営要綱

制定 令和7年9月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市鶴見川漕艇場（以下、「漕艇場」という。）の利用に際して、安全管理の方針並びに管理運営方法を明確にして、漕艇場の管理者（以下「漕艇場管理者」という。）及び乗艇する個人や団体の利用者（以下、「利用者」という。）が、安全最優先の徹底を図り、水難事故等の未然防止及び事故等が発生した際は最小限に抑え、適正かつ円滑に処理するための基準を定めることを目的とする。

(要綱の位置づけ)

第2条 この要綱は、「横浜市鶴見川漕艇場利用規程」に基づき、利用する際の漕艇場管理者及び利用者の安全対策を具体的に定めたものである。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 漕艇場

漕艇場の範囲は、横浜市が所有する管理棟及びその敷地に加えて、国土交通省が管理する堤防、鶴見川利用区域、艇を出艇させるための船台とする。

(2) 鶴見川利用区域の設定

漕艇場管理者として設定する鶴見川利用区域は、河川の水位や岩礁、浅瀬等の形状等の自然環境、緊急時の対応を考慮して、鷹野大橋から漕艇場付近の圧送管を折り返し地点とする約3.5kmとする。（別図1のとおり）

(3) 漕艇場管理者

公益財団法人横浜市スポーツ協会スポーツ施設部をもって漕艇場管理者とする。

(要綱遵守の原則)

第4条 漕艇場管理者及び利用者は、この要綱を遵守しなければならない。

第2章 管理者の安全方針

(安全方針)

第5条 漕艇場管理者は、未然に事故防止及び事故発生時において適切な事故対応をすることにより最小限での被害に留めるように、安全最優先の原則に則り、漕艇場利用規則の設定、安全な運航に必要な情報の提供、事故等に対する確実な対応等の安全管理体制を確立するように努める。

(責任者の配置)

第6条 漕艇場管理者には現場責任者として「場長」を配置し、管理責任者として「スポーツ施設部長」、副管理責任者に「担当課長」を配置する。

(運航に必要な情報の収集及び伝達)

第7条 漕艇場管理者は、利用者に対して、以下の情報提供を行わなければならない。

- (1) 河川の危険な場所（岩礁などの浅瀬、橋の位置、河川工事区間、釣者への注意）の情報
- (2) 運航日の天気等（気象の状態、降雨、降雪、気温、風力、潮位）の情報

第3章 利用者の責務

(自己責任の範囲)

第8条 漕艇場の施設及び設備の瑕疵及び漕艇場管理者の不適切な行為を除き、利用者個人の判断で行われる漕艇場での行為は自己の責任下にあるとし、漕艇場管理者及び漕艇場設置者はいかなる責任も負わない。

2 鶴見川利用区域外の河川利用

この要綱で定める鶴見川利用区域外の利用をした際に発生した事故は、事由の如何を問わず漕艇場管理者及び漕艇場設置者は一切責任を負わない。

(引率者等の責任の範囲)

第9条 18歳未満の引率者や団体の責任者やコーチは、環境条件や乗艇者の健康状態を把握の上、団体行動を実施するため、事故等が生じた際は管理責任が生じることを自覚して行動する。

(舵手の責任の範囲)

第10条 舵手は、環境や艇の状況により乗艇者に指示をするため、乗艇者全体の安全確認の責任が生じることを自覚して行動する。

(漕艇場の利用規則)

第11条 漕艇場の利用に際して必要な安全な利用規則は次の各号のとおりとする。

(1) 乗艇者の能力条件

乗艇するには、自力出艇・帰還できる技術と能力及び転覆した際に岸までたどり着ける泳力を有しなければならない。ただし、自力出艇・帰還できる技術と能力がない者は、複数艇で乗艇して経験ある指導者の責任下であること、または岸での伴走により常に監視できる体制であることで利用可能とする。

(2) 乗艇前後の点検の実施

乗艇者は、乗艇前に艇の損傷や変形などの異常や必要な備品が適切な数を所持して正常に移動するかを点検するとともに、乗艇後も同様に点検を行い、異常が見つかった際は漕艇場管理者へ報告しなければならない。

(3) 乗艇者の安全配慮条件

乗艇者は安全に配慮するため、以下の行為を実施しなければならない。

ア すべての乗艇者は安全確保のため、ライフジャケットを着用し、触手（バウ）と舵手（コックス）は漕艇場管理者が指定する目立つビブス等を着用しなければならない。

イ 艇種に応じた競技参加の人数を確保（別表1）できない際は乗艇を禁止する。

(4) 水路の右側通行徹底

河川上の水路は、常時右側通行とする。ただし、橋の工事等がある際は、その都度漕艇場管理者の指示に従わなければならない。

(5) 見張りの徹底

乗艇者は、海上衝突予防法（平成15年法律第63号）に則り、常に360°周囲の状況及び他の艇との衝突のおそれについて十分に判断することができるよう、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りをしなければならない。

(6) 接触防止のための声掛け実施

接近時には、いち早く気付いた漕手並びに舵手が早めの声掛けを実施して接触を回避するとともに、他艇への危険を知らせる合図を送らなければならない。

(7) 橋付近の停船禁止

橋は死角を作り、その前後は暗所で視界が良好でないため、橋の前後100m以内での停船はしてはならない。

(8) 艇の旋回制限

旋回は、下流・風下での遂行を原則とするが、鷹野大橋は橋の衝突を回避できる十分な距離を確保することで上流での旋回ができる。

(9) 適切な艇間距離と追い越しのルール

各艇は、他の艇との衝突を避けるために必要な距離を適切に保つとともに、追い越しを行う際は、追い越される艇は右岸に寄り、追い越しを行う艇は川の中央側から周辺に注意を払いながら追い越さなければならない。

(10) 衝突を避けるための動作

艇は他艇との衝突を避けるため、ためらわずにできる限り早く衝突を回避する動作を取らなければならない。

(11) 艇の利用時間単位の厳守

艇の利用単位は2時間であり、漕艇場管理者から特別な指示がない限り、この時間内に艇庫から艇を出し、艇の点検、乗艇、艇の水洗いと点検、納艇をしなければならない。

(12) 釣り人への配慮

河川で釣り人を見つけた際は、当該釣り人付近に接近しないようにしなければならない。

(13) 悪天候時の利用申し込みの中止等

漕艇場周辺の気象状況の悪化もしくは悪化する恐れがある際、漕艇場管理者の判断で利用申し込みを中止することができる。また、その際に漕艇場管理者は、出艇中の利用者に対して、乗艇前に提出された「横浜市鶴見川漕艇場利用申込書（様式1）」に記載があった携帯電話等に連絡して帰還を促すように努める。

ア 大雨、洪水、大雪、暴風、波浪、高潮等の警報及び津波注意報以上が発出された場合

イ 強風、降雨、雷雨、河川の増水、降雪などの気象状況により、船台設置、乗艇や艇の上げ下ろしが危険と判断される場合

(14) 強風時のクレーンによる乗艇利用

瞬間風速10m以上がある際は、艇のクレーンでの船台への上げ下ろしを中止する。クレーン利用の再開は、瞬間風速10m未満が60分以上継続した際に可能とする。

(15) 雷時の乗艇利用

落雷は命を落とす危険があるため、落雷による雷鳴等の音が発生した際はすぐに引き返さなければならない。避難は、漕艇場内の建物の中で待機することとし、最後の雷から何もない状態が30分経過してから利用再開できるものとする。

(16) クレーン作業時の作業領域の立入禁止

漕艇場管理者が、船台設置片付けや、艇を堤防上から船台に下ろす作業、艇を船台から堤防上に上げるクレーン操作をする際は、漕艇場管理者が三角コーン等で定めた領域に立ち入ることはできない。

(17) ホイストクレーン作業時の艇庫への立入禁止

艇庫内のホイストクレーンで艇の巻き上げ・巻き下げを行う際は艇庫内に立ち入ることはできない。

(18) 玉掛作業時の安全確保と作業手順

漕艇場管理者は、船台設置片付け、艇を堤防上から船台に下ろす、艇を船台から堤防上に上げる作業について、安全確保のため別途作業手順と留意点を定める。

(19) その他

漕艇場管理者から安全等に関する指示がある際は、利用者はこれに従わなければならない。

(利用申込書の提出)

第12条 乗艇者は漕艇場管理者が示す「横浜市鶴見川漕艇場利用申込書（様式1）」にこの要綱を遵守することを誓約しなければ、漕艇場の施設や設備、備品等を利用できない。

(利用の不許可)

第13条 漕艇場管理者は、この要綱を遵守できない、または遵守しようとししない利用者の船台等の施設利用を許可しないことができる。

(緊急時の連絡)

第14条 利用者が乗艇する際は、緊急時に対応するため、携帯電話の所持と緊急時の連絡先を把握して出艇しなければならない。

(緊急時の舵手の必要な措置)

第15条 舵手は接触等を回避するため、緊急時は危険を知らせ、自艇及び他艇に緊急停船などの措置をしなければならない。

(安全講習会への参加)

第16条 利用者は、漕艇場管理者が主催する安全講習会のうち、原則年に1回は参加しなければならない。

(「アクシデント・インシデント・レポート」の提出)

第17条 利用者は、漕艇場及び河川利用の際に事故直前回避体験及び事故を起こした際は、「アクシデント・インシデント・レポート（様式2）」を漕艇場管理者に提出しなければならない。

第4章 水難等事故の防止と事故発生時の対応

(水難事故等の原因の理解)

第18条 水難事故等は、気象・環境条件及び技術・整備の不良、個人的な安全配慮を怠ったこと等に起因をすることを、漕艇場管理者及び利用者は自覚しなければならない。

(漕艇場の事故未然防止策)

第19条 漕艇場管理者は、施設や設備を安全に管理するとともに、利用者に対して安全に関する教育、訓練を実施して、危機管理への意識向上と事故防止策の実施に努めるものとする。

(乗艇者の安全に対する意識向上と風土の構築)

第20条 利用者は、陸上での艇等の運搬や、航路での漕艇の際には、他艇や橋への衝突・接触の危険性を認識し、この要綱が規定する行為に準じていない際は、利用者同士で注意し合うことで事故等を未然に防止するとともに、この風土構築に努めなければならない。

(事故や急病人発生時の対応方針)

第21条 事故や急病人が発生した際の対応にあたっては、次に掲げる基本的態度を優先する。

- (1) 人命の安全確保を最優先として、漕艇場管理者及び利用者が協力しながら行う。
- (2) 事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずる。

(事故や急病人が発生した際の通報)

第22条 利用者は、乗艇の際に携帯電話を持ち込み、予め緊急連絡体制（消防署：119番、漕艇場：045-582-8680）を把握して緊急時に通報する。なお、乗艇中の緊急時連絡先（乗艇者・団体または家族）の電話番号は、「横浜市鶴見川漕艇場利用申込書（様式1）」に記入しなければならない。

(艇の「沈」等への対応)

第23条 利用者または艇が沈等した際は、以下の各号のとおり適切に対応する。

(1) 乗艇者が落水した際

乗艇者が落水した際は、艇から離れず、自力または他力で再乗艇を試み、再乗艇後は速やかに漕艇場に帰還する。

(2) 緊急時の接岸場所

河川の両岸は垂直な壁であり、岸へ上がることができないため、緊急時に水上から岸へ上がる際は、漕艇場の船台及び鷹野大橋付近の2か所のうち、近い方に接岸する。

(3) 「沈」を目撃した際の対応

「沈」を目撃した際は、すぐに近づき声をかけ、救助を行う。救助ができない場合は消防署及び漕艇場管理者に連絡して応援救助を求める。

(4) 冬季の「沈」の対策

冬季の「沈」は体温を奪われ、生死に直結する危険性があることを自覚してから乗艇する。特にシングルスカル・ダブルスカルの出艇前には、「冬季の乗艇利用についての確認書（様式3）」を提出しなければ、漕艇場管理者は船台等の施設利用を許可できない。

(熱中症予防対策)

第24条 暑熱環境である屋外では、熱中症にかかりやすく、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるため、利用者は、（公財）日本スポーツ協会はWBGT指数が31以上の際に運動原則中止、環境省においてはWBGT指数33（予測値）に達する際に熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）を発出し、涼しい環境以外での運動等を中止する指標に基づき、自己責任のもと適切な熱中症予防対策を実施しなければならない。

2 漕艇場管理者の主催事業の開催可否等

漕艇場管理者の主催事業は、環境省横浜（神奈川）の予測値発表がWBGT指数31以上の際には、参加自粛を呼びかけ、熱中症警戒アラートWBGT指数33（予測値）が発出された際は原則中止とする。

3 具体的な熱中症予防対策

利用者は、熱中症予防対策として、以下の各号のとおり適切に対応する。

- (1) 風邪・睡眠不足・疲労蓄積等の体調不良の際は乗艇を中止する。
- (2) 通気性の良い服装と紫外線対策（日焼け止めを塗る、サングラス、帽子などの装着）

を行う。

- (3) 乗艇前、中、後に水分と塩分を適切に摂取する。
- (4) 暑い中では体力の消耗も激しいため、運動強度や量を控え、休憩をとる。
- (5) めまいや吐き気、異常な発汗停止などの自覚があれば、すぐに運動を中止する。
- (6) 直射日光を受ける時間を少なくするため、早めに帰還する。
- (7) 乗艇前、中、後に、頭部、頸部、手掌、手首や脇の下などの太い血管が通る部分に冷たいタオルや冷却剤を使用して体を冷やす。

(流速、浮遊物への対策)

第25条 河川は、雨後の水位・流速が急激に変化し、草などの浮遊物が舵に絡めば舵が効かなくなり、オールに絡めば腹切りも起こる可能性がある。また、木等があれば船体を損傷し、最悪の場合は「沈」する危険性があることに留意する。

第5章 安全に関する啓発、事故等再発防止策

(安全講習会の開催)

第26条 漕艇場管理者は、利用者に対し、この要綱及び河川法、海上衝突予防法等の関係法令等、安全を確保するために必要な事項について、定期的に安全講習会を実施しなければならない。

(事故等発生後の再発防止策の実施)

第27条 漕艇場管理者は、事故等が発生した際は、遅滞なく利用者に対し、事故時の航路や環境条件などの状況から事故原因を明らかにして、他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、事故等の再発防止に向けた安全教育及び啓発を実施しなければならない。

第6章 雑則

(要綱の適宜改定等)

第28条 漕艇場における安全の担保は、法規等の改正や科学の進歩等により、時代背景に即した最善の安全体制や手法が求められていることから、適宜必要に応じて改定することを前提とする。

(補足)

第29条 この要綱に定めがない漕艇場の安全利用及び要綱の詳細内容については、別途漕艇場管理者が定める。

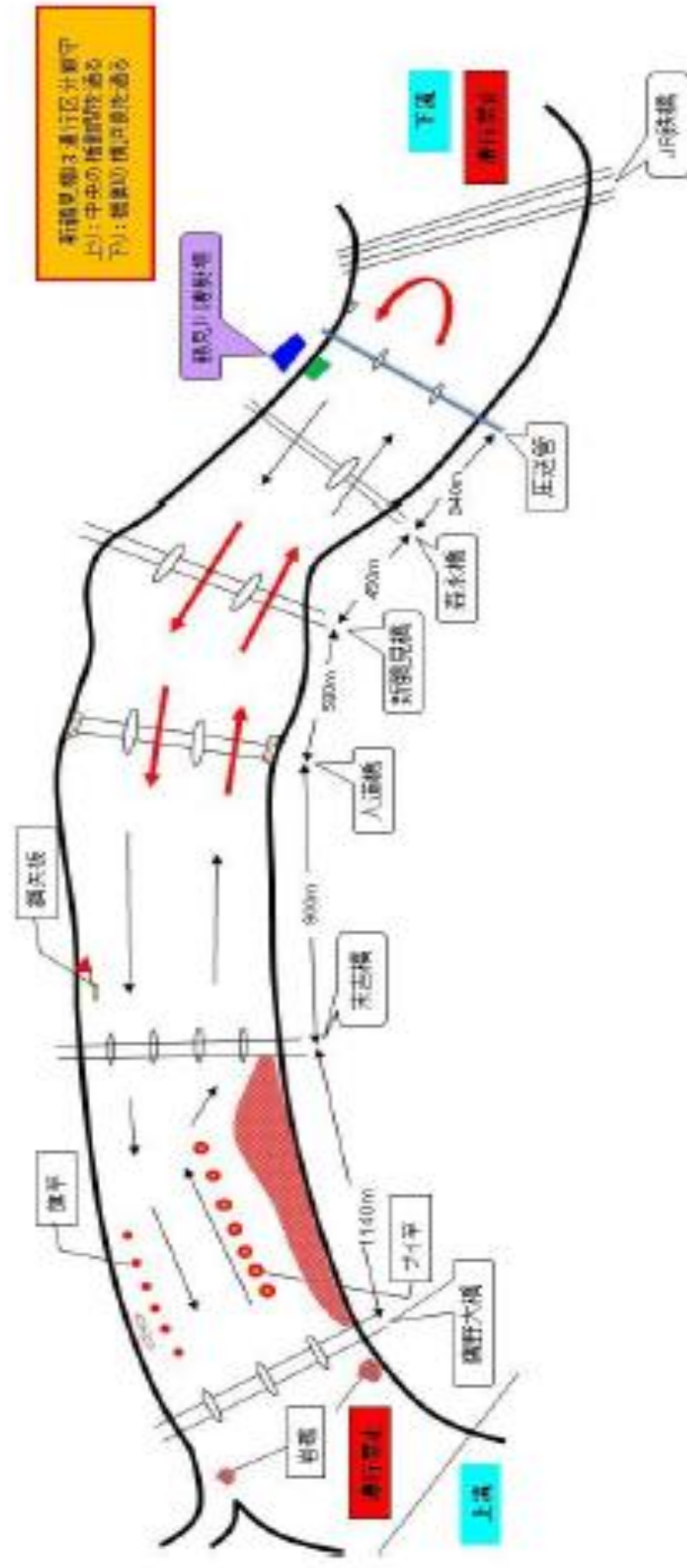
2 その他

ここに定めのない河川やローイング競技の安全については、国土交通省が定める「洪水・津波災害等における水難救助活動マニュアル」、公益財団法人河川財団が定める「水辺の安全ハンドブック」、公益社団法人日本ローイング協会が定める「ローイング安全マニュアル」に準じる。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日に制定し、令和7年11月1日から施行する。

(別図1) 第3条第1項第2号関係 横浜市鶴見川漕艇場 鶴見川利用区域 約3.5km



別表 1（第 11 条第 1 項第 3 号イ関係）

艇種	規定人数（人）
シェルエイト	舵手 1 漕手 8
ナックルフォア	舵手 1 漕手 4
舵手付フォア	舵手 1 漕手 4
舵手付クオドルプル	舵手 1 漕手 4
ダブルスカル	漕手 2
シングルスカル	漕手 1
オーシャンスカル	漕手 2
チャーチボート	舵手 1 漕手 10～14 ※漕手は偶数人数のみ
レーシングカヤック（1 人乗り）	漕手 1
レーシングカヤック（2 人乗り）	漕手 2
カナディアンカヌー（2 人乗り）	漕手 2
スラロームカヤック	漕手 1
レクリエーショナルカヤック	漕手 1
ポロ	漕手 1

横浜市鶴見川漕艇場利用申込書

* (貸与艇・保管艇・その他)

令和 年 月 日

公益財団法人 横浜市スポーツ協会会長 様

私たちは、「横浜市鶴見川漕艇場安全管理運営要綱」に記載してある事項を遵守することを誓約して、
利用申込書を提出します。なお、この誓約に違反した場合に利用ができなくなることを承諾します。
(別掲「個人情報の取り扱いについて」に同意いただけましたら、下記必要事項に記入してください)

団 体 名 _____

氏 名 (申込者) _____

《緊急連絡先 (必須) 》
乗艇者の連絡窓口 名前： _____ 電話番号： _____
家族への連絡先 名前： _____ 電話番号： _____

※該当する番号を○で囲んでください。 *一般・学生

艇 種	利 用 時 間	計	数	利用料金
1 シェルエイト	： ～ ：	時間	艇	円
2 ナックルフォア	： ～ ：	時間	艇	円
3 シェルフォア	： ～ ：	時間	艇	円
4 クオドルプル	： ～ ：	時間	艇	円
5 オーシャンスカル	： ～ ：	時間	艇	円
6 ダブルスカル	： ～ ：	時間	艇	円
7 シングルスカル	： ～ ：	時間	艇	円
8 カナディアンカヌー	： ～ ：	時間	艇	円
9 カヤック ()	： ～ ：	時間	艇	円
10 持 込 ()	： ～ ：	時間	艇	円
11 会 議 室	： ～ ：	時間	艇	円
12 膨張式ゴムボート	： ～ ：	時間	艇	円
13 プロジェクター	： ～ ：	時間	艇	円
14 エルゴ	： ～ ：	時間	艇	円
15	： ～ ：	時間	艇	円

利 用 人 数	男性 人・女性 人 合計 人
利 用 料 金 合 計	円

2/2

関係経	所属団体名	職種	クルー構成(半年、性別、氏名等)	
	A			
	B			
関係者・目撃者	所属団体	役職	氏名	関係 ☐ 救助 ☐ 目撃 ☐ その他
				☐ 救助 ☐ 目撃 ☐ その他
状況	時刻	状況(時系列に沿い、「客観的事実」「推定」を判別して記載。被害については次項に記載)		
発生前				
発生時				
事後処置 対応				
人的損害	シート	氏名	負傷状況	事後処置(☐ 済 ☐ 予定)
物的損傷	対象物		損傷状況	事後処置(☐ 済 ☐ 予定)
参考 情報				添付資料 ☐ なし ☐ あり (種類、合計 枚)

【現場見取り図】

